

平成25年5月24日、国民一人ひとりに固有の識別番号を割り当てて、年金などの社会保障や税金をはじめとした個人情報を管理する「共通番号(マイナンバー)制度」が成立しました。

ご存知の通り、この制度は番号と国や自治体などが保有・管理している情報をヒモ付けして、情報処理と事務処理を簡便化する仕組みですが、税務の分野においてはどのように活用されるのでしょうか。今回は、税務分野における「導入スケジュール」と「制度導入による活用イメージ」をご紹介します。(今号は、平成25年6月25日現在の情報を基に作成しております)

番号制度の導入スケジュール

平成27年秋頃 個人・法人番号を通知開始

平成28年1月～ 順次、社会保障等の分野で利用開始

<税の分野では…(一部抜粋)>

法人税

平成28年1月以降開始する事業年度に係る申告書より記載

所得税

平成28年分の申告書(平成29年3月申告分)より記載

法定調書・申請書

平成28年以後から記載

マイナンバー制度導入による活用イメージ(確定申告)

制度導入により、国民一人一人に専用の「マイ・ポータル」と呼ばれるポータルサイトが提供され、年金や介護保険などの給付状況や自己の所得情報、過去の税務申告も確認することが可能になる予定です。このため、確定申告において必要となる「社会保険料控除」の対象となる保険料や税務署が把握している「所得情報」などを確認することができるため、納税者側では準備等における手間を軽減し、簡単に正確な申告をすることが可能になると見込まれています。

